和歌山市障害児通所支援に係る支給決定基準

　児童福祉法における障害児通所支援に係る障害児通所給付費の支給に関する決定基準を次のとおり定める。

　この基準は、支給決定の際の標準的な支給決定量を表すものであり、必ずしも各時間数等において、その数値そのままに支給決定を行っていくものではなく、サービス意向調査にあわせて行うものとする。

　支給決定に際しては、介助の必要性や障害の程度の把握のために、別表の５領域１１項目の調査を行ったうえで、支給の要否及び支給量を決定するものとする。

また、障害児の支給決定については、通常の発達において必要とされる育児等は算定対象としない。

この支給決定基準は国の事務連絡「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき作成する。

１　対象者

　　　身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。以下同じ。）又は治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。ただし、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童については、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含むものとする。

　　　また、放課後等デイサービスについては、１８歳に達した後においても、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校等に在籍し、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、２０歳に達するまで利用することができる。その場合は、当該障害者が申請を行う。

　　　また、医療型児童発達支援の対象者は、肢体不自由（上肢、下肢又は、機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児とする。

　また、居宅訪問型児童発達支援の対象者は、以下のいずれかの状態であり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害児とする。

①各種手帳の重度判定を基本とし、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である場合

②人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合。

③重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合。

なお、満１８歳に達するまで利用可能とする。

２　支給決定基準

　　　それぞれのサービスにおける基本日数は次に定めるとおりとする。ただし、（１）から（３）については、在宅生活を維持するために特別な配慮が必要と認められる場合は、必要な日数を加算できるものとする。

（１）児童発達支援の支給決定基準

　　　　　基本日数を月２３日以内とする。

（２）医療型児童発達支援の支給決定基準

基本日数を月２３日以内とする。また、児童発達支援と医療型児童発達支援を併せて支給決定を受ける場合は、２つのサービスで合計して月２３日以内とする。

（３）放課後等デイサービスの支給決定基準

　　　　　基本日数を月２３日以内とする。

　（４）居宅訪問型児童発達支援

　　　　基本日数を月１０日以内とする。

　（５）保育所等訪問支援

　　　　　基本日数を月２回とする。ただし障害児の状況、時期により加算できるものとする。

３　非定型の支給決定基準

　利用者の希望する支給決定量が、和歌山市が必要として勘案した支給決定案を著しく超過する場合は、和歌山市介護給付等の支給に関する審査会に諮り、意見を聞いたうえで支給決定を行うものとする。

４　施行時期

　　この基準は、平成３０年９月１日以降の支給決定から適用する。

（平成２４年４月１日制定）

（平成２５年４月１日改正）

（平成２６年４月１日改正）

（平成３０年９月１日改正）

別表《障害児の調査項目》（５領域１１項目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 区分 | 判断基準 |
| ① | 食事 | ・全介助  ・一部介助 | 全面的に介助を要する。  おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。 |
| ② | 排せつ | ・全介助  ・一部介助 | 全面的に介助を要する。  便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。 |
| ③ | 入浴 | ・全介助  ・一部介助 | 全面的に介助を要する。  身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。 |
| ④ | 移動 | ・全介助  ・一部介助 | 全面的に介助を要する。  手を貸してもらうなど一部介助を要する。 |
| ⑤ | 行動障害及び精神症状 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要  ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 | 調査日前の１週間に週５日以上現れている場合又は調査日前の１か月間に５日以上現れている週が２週以上ある場合。  調査日前の１か月間に毎週１回以上現れている場合又は調査日前の１か月間に２回以上現れている週が２週以上ある場合。  (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動  (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。  (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。  (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。  (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。  (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。  (7)学習障害のため、読み書きが困難。 |

　　※通常の発達において必要とされる介助等は除く。